

神戸市医療的ケア児保育支援事業における専門家会議 開催概要

1. 会議の目的

新生児医療技術・在宅医療の進歩で、医療的ケアを受けながら在宅で生活することの数は増加し、教育・保育施設への入所を希望する医療的ケア児も年々増加している現状にある。

神戸市では平成30年度より医療的ケア児保育支援事業を開始しており、近年は医療的ケア児の教育・保育へのニーズの高まりに加え、人工呼吸器などを使用することの入所相談もあり、より専門的な知見で安全な受入れに向けた判断を必要とする場面が増えてきた。

今後もさらに教育・保育を希望する医療的ケア児の増加やケア内容の多様化が予測されることから、施設での安全な受入れについて、必要時に有識者で構成される協議体で検討いただくこととした。

2. 会議の内容

1) 医療的ケアの安全な実施を確保するための指導・助言

①新規入所希望児(1次申込、2次申込および年度途中申込)について

児の年齢・病状・施設の経験値・ケアの内容や頻度など、受入れに課題がある際に、【医療的ケアに関する主治医の意見書(様式1)】【医療的ケア依頼書(様式2)】及び〈初回面談〉と【(入所に向けた)医療的ケア委員会】の状況に基づき、必要時専門家からの指導・助言を受ける。

※受入れ候補施設の施設長は専門家の意見を参考に医療的ケア児の受入れの可否について決定を行う。

※専門家会議での検討内容・結果は、自施設の判断の参考として活用できるよう各施設に共有できる。

②在園児について

在園する医療的ケア児の病状・ケア内容等に変化が生じた際、必要時専門家からの指導・助言を受ける。

※専門家会議での検討内容・結果は、各施設の判断の参考として活用できるよう各施設に共有できる。

2) 医療的ケア児保育支援事業の運用方針について

事業の制度変更や、事業全体の課題が生じた場合に、専門家からの指導・助言を受ける。

3. 専門家会議実施体制

■委員

- ・委員数： 7名
- ・うち外部医師： 5名
- ・女性登用率：42%

■事務局

- ・事務局員： 5名

4. 会議の開催方法

必要時の不定期開催。オンライン開催を基本とするが、必要時対面で開催する。